

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

会員の入会及び退会等に関する規則

平成29年4月1日改正・施行

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟（以下、「本連盟」という。）定款の規定に基づき、会員の種別、入会、入会金・会費及び退会について、次のとおり定める。

（会員の種別）

第1条 正会員は、本連盟の目的に賛同して入会したソーシャルワーク教育学校の代表者又はその者が指名した者とする。但し、同一法人内で、ソーシャルワーク教育を行う学校を複数併設する場合は、それぞれ独立した学校とみなし、個別に入会を必要とする。

2 賛助会員は、本連盟の事業を賛助するために入会した個人、法人又は団体とする。但し、個人については、前項に規定するソーシャルワーク教育学校の教職員又は過去に勤務した経験を有する者に限るものとする。

（入会にかかる申請書類）

第2条 入会を希望する者は、次の書類を事務局に提出する。但し、法人又は団体の賛助会員は、入会申込書及び登録連絡票のみを、個人の賛助会員は入会申込書のみを提出する。

（1）入会申込書（様式1）

（2）会員登録連絡票（様式2）

（3）社会福祉士・精神保健福祉士養成課程を開設する学校にあつては、その開設にかかる厚生労働省あて届出又は確認申請及び指定科目読替についての照会文書の写し並びにその回答文書の写し

（4）社会福祉士・精神保健福祉士養成課程を開設する学校にあつては、社会福祉士・精神保健福祉士養成課程ごとの指定科目担当教員表（様式3）

（5）ソーシャルワーク及び社会福祉に関する大学院を設置する学校にあつては、文部科学省あての当該大学院課程設置認可申請書及びその回答文書の写し

（6）国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）に入会している学校にあつては、国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）への入会申込書（様式4）

2 入会后、前項第3号については社会福祉士・精神保健福祉士養成課程における開講科目の名称変更等が生じたとき、前項第4号については毎年度初めに、速やかに事務局に提出しなければならない。

3 第1項第4号の記載内容は、当該年度の本連盟会員名簿に掲載するものとする。

（審査及び入会決定）

第3条 本連盟へ入会しようとする者は、理事会において決定し、会長が入会申請者へ通知書（様式5）により通知する。

（入会金及び会費）

第4条 定款第9条に基づき、入会金及び会費は次のとおりとする。

(1) 入会金：50,000円とする。但し、個人の賛助会員については10,000円とする。

(2) 会費：

① 正会員の会費については、次の1) 学校種別のアからエに該当する額に、2) 課程種別のオからカに該当する額を加えた合計額とする。

1) 学校種別

ア) ソーシャルワーク及び社会福祉に関する大学院を設置する四年制大学：130,000円

イ) 上記以外の四年制大学：100,000円

ウ) 短期大学：80,000円

エ) 専修学校又は養成施設：50,000円

2) 課程種別

オ) 社会福祉士養成課程を開設する学校：50,000円

カ) 精神保健福祉士養成課程を開設する学校：50,000円

② 賛助会員のうち法人及び団体については、1年度につき一口100,000円とし、二口以上、個人については、1年度につき10,000円とする。

2. 前項第2号①アからカの要件に関して、新規入会した正会員については入会時点において、既存の正会員については、4月1日時点において判定するものとし、年度途中でアからカの要件の変更があったとしても当該年度の会費は変更しないものとする。

(国際ソーシャルワーク学校連盟の会費)

第5条 正会員のうち国際ソーシャルワーク学校連盟(IASSW)に入会する学校については、1年度につきIASSW会費として30,000円を徴収するものとする。なお、為替変動等により生じる本連盟の入金額とIASSWへの支払額との差額は本連盟が負担又は受領するものとする。

(入会金及び会費の納入)

第6条 会費の納入は年1回とし、毎年度5月末日までに納入しなければならない。但し、新規に入会した者は、入会時に入会金及び会費を納入するものとし、当該年度の中途に入会した場合も同額とする。

(退会)

第7条 正会員及び賛助会員が退会するときは、定款第11条による退会届(様式6)を会長に提出し、任意にいつでも退会することができる。

(改正)

第8条 この規則の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条の入会金及び会費の改正は、総会の承認を得るものとする。

附則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人

人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2. 附則1にかかわらず、一般社団法人日本社会福祉士養成校協会の移行後最初の事業年度にあつては、第4条(1)の入会金は、10,000円とする。

附則

1. この規則の一部改正は、一般社団法人日本社会福祉士養成校協会（以下、「社養協」という。）、一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟（以下、「学校連盟」という。）、一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会（以下、「精養協」という。）の合併の日から施行する。
2. 平成29年3月31日時点において、社養協、学校連盟及び精養協の正会員であった者は、本連盟の正会員として引き継ぎ、賛助会員であった者は、本連盟の賛助会員に引き継ぐものとする。また、学校連盟の個人会員であった者は、本連盟の賛助会員（個人）として引き継ぐものとする。

(様式1-1)

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
入会申込書
(正会員)

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会長 白澤 政和 殿

本校は、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟に正会員として入会したく下記及び別紙により申請します。

平成 年 月 日

所在地:

学校名:

代表者:

印

法人名	
学校名	
所在地	〒
社会福祉振興・試験センター登録 学校コード (複数ある場合2段書き)	※登録されていない場合 … 完成年度：平成_____年度から受験資格取得
電話番号	
F a x 番号	
e-mailアドレス	
ホームページ URL	
当連盟ホームページに 貴校ホームページへのリンク	希望する ・ 希望しない

(様式1-2)

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
入会申込書
(賛助会員・法人又は団体)

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会長 白澤 政 和 殿

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟に賛助会員として入会したく、下記及び別紙により申請します。

平成 年 月 日

所在地:

法人・団体名:

代表者:

印

法 人 名	
団 体 名	
所 在 地	〒
電 話 番 号	
F a x 番 号	
e - m a i l アドレ ス	
ホ ー ム ペ ー ジ の U R L	
当連盟ホームページに 貴法人・団体ホームページ のリンク	希望する ・ 希望しない

(様式1-3)

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
入会申込書
(賛助会員・個人)

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

会長 白澤 政 和 殿

私は、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟に賛助会員として入会したく、下記により申請します。

平成 年 月 日

フリガナ			
申請者氏名	印		
勤務先名称 (退職者にあつては勤務経験校いずれか1箇所)		役職名	
連絡先 (退職者にあつては自宅のみ記入)	【自宅】〒		
	電話：	Fax：	
	E-mail：		
	【勤務先】〒		
	電話：	Fax：	
	E-mail：		
最終学歴		学位 専攻分野	
主な 担当科目または研究テーマ			
入会を 希望する理由			

(様式2)

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 登録連絡票

(会員名簿に掲載する内容です。入会申込書に必ず添付してください。)

法 人 名		
(法人名英文標記)		
学 校 名		
(学校名英文標記)		
所 在 地	〒	
(所在地英文標記)		
電 話		
F A X		
E - m a i l		
社会福祉士・精神保健福祉士養成を行う学科等定員 (学部・学科・専攻・コース等名称及び通信課程の名称)	①	定員 名
	②	定員 名
	③	定員 名
ホームペ-ジアドレス	http://	
代 表 者 等 氏 名 (役職名は各校の状況に応じて修正してください。)	理 事 長 :	
	学 長 ・ 校 長 :	
	学 部 長 :	
	学 科 長 :	
	養成課程主任等 :	
	本連盟担当教員 :	
本連盟担当職員 :		

(様式3-1：社会福祉士)

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟入会申請用
社会福祉士養成課程 指定科目担当教員表

平成 年 月 日現在

学校名： _____

ご記入者氏名： _____

学部学科（専攻・コース等）： _____

※養成課程が複数ある場合は、この用紙をコピーの上、それぞれご記入ください。

指定科目	開講科目名	担当教員名	専任・非常勤の別	時間数 (単位数)
人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法	人体の構造と機能及び疾病			時間 (単位)
	心理学理論と心理的支援			時間 (単位)
	社会理論と社会システム			時間 (単位)
	現代社会と福祉			時間 (単位)
	社会調査の基礎			時間 (単位)
総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術	相談援助の基盤と専門職			時間 (単位)
	相談援助の理論と方法			時間 (単位)
地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術	地域福祉の理論と方法			時間 (単位)
	福祉行財政と福祉計画			時間 (単位)
	福祉サービスの組織と経営			時間 (単位)

サービスに関する知識	社会保障				時間 (単位)
	高齢者に対する支援と介護保険制度				時間 (単位)
	障害者に対する支援と障害者自立支援制度				時間 (単位)
	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度				時間 (単位)
	低所得者に対する支援と生活保護制度				時間 (単位)
	保健医療サービス				時間 (単位)
	就労支援サービス				時間 (単位)
	権利擁護と成年後見制度				時間 (単位)
	更生保護制度				時間 (単位)
実習・演習	相談援助演習				時間 (単位)
	相談援助実習指導				時間 (単位)
	相談援助実習				時間 (単位)

(様式3-2：精神保健福祉士)

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟入会申請用
精神保健福祉士養成課程 指定科目担当教員表

平成 年 月 日現在

学校名： _____

ご記入者氏名： _____

学部学科（専攻・コース等）： _____

※養成課程が複数ある場合は、この用紙をコピーの上、それぞれご記入ください。

指定科目	開講科目名	担当教員名	専任・非常勤 の別	時間数 (単位数)
人体の構造と機能及び疾病				時間 (単位)
心理学理論と心理的支援				時間 (単位)
社会理論と社会システム				時間 (単位)
現代社会と福祉				時間 (単位)
地域福祉の理論と方法				時間 (単位)
社会保障				時間 (単位)
低所得者に対する支援と 生活保護制度				時間 (単位)
福祉行財政と福祉計画				時間 (単位)
保健医療サービス				時間 (単位)
権利擁護と成年後見制度				時間 (単位)
障害者に対する支援と 障害者自立支援制度				時間 (単位)

精神疾患とその治療				時間 (単位)
精神保健の課題と支援				時間 (単位)
精神保健福祉相談援助の 基盤（基礎）				時間 (単位)
精神保健福祉相談援助の 基盤（専門）				時間 (単位)
精神保健福祉の理論と 相談援助の展開				時間 (単位)
精神保健福祉に関する 制度とサービス				時間 (単位)
精神障害者の 生活支援システム				時間 (単位)
精神保健福祉援助演習 （基礎）				時間 (単位)
精神保健福祉援助演習 （専門）				時間 (単位)
精神保健福祉援助実習指導				時間 (単位)
精神保健福祉援助実習				時間 (単位)

(様式4)

国際ソーシャルワーク学校連盟 (IASSW) 入会申込書

下記の通り、国際ソーシャルワーク学校連盟 (IASSW) への入会を希望します。

Name of School (学校名) / 【英語+日本語】 英語表記： 日本語表記：	
Contact Person (国際担当窓口) / 【英語+日本語】 英語表記： 日本語表記：	
Address (住所) / 【英語】	
E-mail：	
URL：	
TEL：	FAX：
申込が承認された場合、本学は IASSW の規約を厳守いたします。また、IASSW の使命遂行に必要な業務において、IASSW のデータ管理者が本申込書の記載内容を加工処理することを許諾いたします。	
signature 署名 (直筆サインまたは署名捺印)：	
Date 日付：	
【本書送付先】 〒108-0075 東京都港区港南4丁目7番8号都漁連水産会館 一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 国際入会申込係宛 E-mail:jimukyoku@jaswe.jp / 電話：03-5495-7242	

* IASSW への学校会員申込及び会費の支払いは、日本ソーシャルワーク教育学校連盟を通じて行われます。

* 申込の承認後、会計担当者が会費の支払い方法及び送金先を請求書送付によりお知らせします。

(様式5)

ソ教連発第 号
平成 年 月 日

学 校 名 : _____
代表者名 : _____ 殿

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会 長 白 澤 政 和

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟への入会について
(入会決定通知)

平成 年 月 日付、 発第 号による貴校の本連盟への入会申請に
ついて、平成 年度第 回理事会において承認されましたので通知します。

以上

